



長野県告示第214号

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第27号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「痴呆性高齢者グループホーム」を「認知症高齢者グループホーム」に改める。

第3第1項の表の社会福祉施設施設整備事業の項中「施設整備に」を「施設整備（施設整備と一体的に整備されるものの整備であつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に」に、

「	5 スプリンクラー設備に要する工事費又は工事請負費（既存施設のうち知事が必要と認めた施設に限る。）	」	を
「	5 スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費（既存施設のうち知事が必要と認めた施設に限る。）	」	に改め、同第3第2項
6 授産施設近代化の整備に要する工事費又は工事請負費（知事が必要と認めた施設に限る。）			
7 授産施設等の整備に要する工事費又は工事請負費（知事が必要と認めた施設に限る。）			

中「額。）」の次に「及び移行時特別積立金（特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）に定める移行時特別積立預金をいう。）」を加える。

第15第3項中「平成12年厚生省告示第105号」を「平成13年厚生労働省告示第239号」に改める。

別表第1中 「主体工事費」 を 「本体工事費」 に改め、同表中

「	スプリンクラー設備工事費	別に定めるところにより知事が承認した額	」	を
「	スプリンクラー設備等工事費	別に定めるところにより知事が承認した額	」	に改め、同表の設備整
授産施設近代化整備工事費				
授産施設等整備工事費				

備費の項から業務省力化設備費の項までを削り、同表の送迎バス・通園バス整備費の項中「付表5」を「付表3」に改め、同表の点字印刷機器整備費の項を削り、同表中

「	感染症予防対策設備整備費	別に定めるところにより知事が承認した額	」	を
地域交流スペース整備費				

地域交流スペース整備費	別に定めるところにより知事が承認した額
-------------	---------------------

に改め、同表の大型遊

具設備整備費の項及び特殊介護設備整備費の項を削り、同表の身体障害者及び知的障害者小規模通所授産施設等整備費の項を次のように改める。

身体障害者及び知的障害者小規模通所授産施設整備費	別に定めるところにより知事が承認した額
--------------------------	---------------------

別表第1の付表1を次のように改める。

(付表1)

定員1人、1施設又は1世帯当たり基準単価

施設の種別	単 位	補助率が4分の1以内である場合の単価	補助率が4分の3以内である場合の単価	補助率が6分の5以内である場合の単価
救護施設		円	円	円
本体	定員1人	5,900,000	4,400,000	4,900,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
個室整備加算	定員1人	400,000	300,000	300,000
更生施設				
本体	定員1人	5,900,000	4,400,000	
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	
個室整備加算	定員1人	400,000	300,000	
宿所提供施設				
本体	定員1人	2,100,000	1,500,000	
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	
授産施設				
本体	定員1人	2,600,000	1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	
社会事業授産施設				
本体	定員1人		1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人		73,000	
隣保館				
本体	1施設		101,600,000	
初度設備相当加算	1施設		1,785,000	
地域福祉事業のための訓練室等の整備加算	1施設		22,800,000	
初度設備相当加算	1施設		2,060,000	
地域福祉事業のうち給食部門の整備加算	1施設		21,100,000	
初度設備相当加算	1施設		866,000	
生活館				
本体	1施設		101,600,000	
初度設備相当加算				
本体	1施設		1,785,000	
地域福祉事業のための訓練室等の整備加算	1施設		2,060,000	
地域福祉事業のうち給食部門の整備加算	1施設		866,000	

養護老人ホーム				
全室個室化の場合	定員1人	5,700,000	4,300,000	4,700,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
全室個室化以外の場合	定員1人	5,300,000	3,900,000	4,400,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
老人ショートステイ用居室整備加算				
個室で整備	定員1人	2,900,000	2,200,000	2,400,000
初度設備相当加算	定員1人	72,000	54,000	60,000
2人室で整備	定員1人	2,100,000	1,500,000	1,600,000
初度設備相当加算	定員1人	72,000	54,000	60,000
ヘルパーステーション整備加算	1施設	9,700,000	7,200,000	8,000,000
特別養護老人ホーム				
従来型	定員1人	7,400,000	5,500,000	6,100,000
初度設備相当加算	定員1人	189,000	141,000	157,000
小規模生活単位型	定員1人	5,200,000	3,800,000	4,300,000
初度設備相当加算	定員1人	189,000	141,000	157,000
老人ショートステイ用居室整備加算				
従来型	定員1人	2,900,000	2,200,000	2,400,000
初度設備相当加算	定員1人	72,000	54,000	60,000
小規模生活単位型	定員1人	1,600,000	1,200,000	1,300,000
初度設備相当加算	定員1人	72,000	54,000	60,000
ヘルパーステーション整備加算	1施設	9,700,000	7,200,000	8,000,000
老人デイサービスセンター				
標準型	1施設		23,900,000	
初度設備相当加算	1施設		2,652,000	
小規模型・認知症型	1施設		14,600,000	
初度設備相当加算	1施設		2,068,000	
居住部門整備加算(生活支援ハウスとして整備する場合)	1施設		5,100,000	
初度設備相当加算	1施設		73,000	
老人短期入所施設				
従来型	定員1人		5,600,000	
初度設備相当加算	定員1人		141,000	
小規模生活単位型	定員1人		4,500,000	
初度設備相当加算	定員1人		141,000	
軽費老人ホーム(A型)				
初度設備相当加算	定員1人		4,500,000	
初度設備相当加算	定員1人		73,000	
軽費老人ホーム(ケアハウス)				
本体	定員1人		5,900,000	
初度設備相当加算	定員1人		73,000	
ヘルパーステーション整備加算	1施設		7,200,000	

在宅複合型施設				
基本部門のみを整備する場合	1 施設			182,000,000
初度設備相当加算				
本体	1 施設			9,854,000
老人ショートステイ用居室利用(増加)定員分	1 施設			141,000
基本部門と給食部門又はヘルパー部門を整備する場合	1 施設			189,600,000
初度設備相当加算	1 施設			1,765,000
基本部門と給食部門とヘルパー部門を整備する場合	1 施設			197,400,000
初度設備相当加算	1 施設			1,765,000
認知症高齢者グループホーム				
定員5人	1 施設			22,600,000
初度設備相当加算	1 施設			1,147,000
定員6人	1 施設			23,900,000
初度設備相当加算	1 施設			1,147,000
定員7人	1 施設			25,200,000
初度設備相当加算	1 施設			1,147,000
定員8人	1 施設			26,600,000
初度設備相当加算	1 施設			1,147,000
定員9人	1 施設			27,900,000
初度設備相当加算	1 施設			1,147,000
肢体不自由者更生施設				
本体	定員1人	6,500,000		4,800,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000		73,000
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000		3,200,000
初度設備相当加算	定員1人	156,000		117,000
視覚障害者更生施設				
本体	定員1人	6,300,000		4,700,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000		73,000
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000		3,200,000
初度設備相当加算	定員1人	156,000		117,000
聴覚・言語障害者更生施設				
本体	定員1人	6,400,000		4,700,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000		73,000
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000		3,200,000
初度設備相当加算	定員1人	156,000		117,000
内部障害者更生施設				
本体	定員1人	6,400,000		4,700,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000		73,000
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000		3,200,000
初度設備相当加算	定員1人	156,000		117,000

身体障害者療護施設					
本体	定員1人	7,700,000	5,700,000	6,400,000	
初度設備相当加算	定員1人	156,000	117,000	130,000	
個室整備加算	定員1人	600,000	400,000	500,000	
筋萎縮性側索硬化症(ALS)等居室整備加算	定員1人	2,900,000	2,200,000	2,400,000	
初度設備相当加算	定員1人	92,000	69,000	76,000	
身体障害者ショートステイ用居室整備加算	定員1人	3,100,000	2,300,000	2,600,000	
初度設備相当加算	定員1人	92,000	69,000	76,000	
ヘルパーステーション整備加算	1施設	9,700,000	7,200,000	8,000,000	
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,800,000	3,500,000	3,900,000	
初度設備相当加算	定員1人	156,000	117,000	130,000	
身体障害者入所授産施設					
本体	定員1人	7,000,000	5,200,000		
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000		
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000	3,200,000		
初度設備相当加算	定員1人	156,000	117,000		
身体障害者通所授産施設					
本体	定員1人	4,200,000	3,100,000		
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000		
身体障害者療護施設通所型(A型)整備加算	定員1人	4,400,000	3,200,000		
初度設備相当加算	定員1人	156,000	117,000		
身体障害者福祉工場					
本体	定員1人	5,100,000	3,700,000		
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000		
居住部門整備加算	定員1人	4,300,000	3,100,000		
身体障害者通所ホーム					
本体	定員1人	4,800,000	3,500,000		
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000		
補装具製作施設					
本体	1施設	18,000,000	13,500,000		
初度設備相当加算	1施設	3,281,000	2,460,000		
点字図書館					
本体	1施設	55,000,000	41,200,000		
初度設備相当加算					
本体	1施設	1,969,000	1,476,000		
点字印刷機器加算	1施設	知事が必要と認めた額	知事が必要と認めた額		
点字印刷機器整備加算(既存施設)	1施設	知事が必要と認めた額	知事が必要と認めた額		
情報近代化整備加算(既存施設)	1施設	知事が必要と認めた額	知事が必要と認めた額		

聴覚障害者情報提供施設				
本体	1 施設	73,300,000	55,000,000	
初度設備相当加算				
本体	1 施設	1,969,000	1,476,000	
情報機器加算	1 施設	知事が必要と認めた額	知事が必要と認めた額	
情報近代化整備加算 (既存施設)	1 施設	知事が必要と認めた額	知事が必要と認めた額	
身体障害者福祉ホーム	定員 1 人		6,100,000	
初度設備相当加算	定員 1 人		73,000	
身体障害者デイサービスセンター				
標準				
基本部分 (他の身体障害者更生援護施設等と併せて設備される場合に限る。)	1 施設		31,400,000	
初度設備相当加算	1 施設		2,652,000	
基本部分 (上記以外の場合)	1 施設		39,900,000	
初度設備相当加算	1 施設		2,652,000	
入浴部門整備加算	1 施設		5,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		4,266,000	
給食部門整備加算	1 施設		18,900,000	
初度設備相当加算	1 施設		866,000	
初度設備相当加算 (入浴・給食部門を整備する場合)	1 施設		5,132,000	
介護部門整備加算	1 施設		13,900,000	
初度設備相当加算	1 施設		59,000	
小規模				
基本部分	1 施設		28,400,000	
初度設備相当加算	1 施設		2,068,000	
入浴部門整備加算	1 施設		5,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		4,266,000	
給食部門整備加算	1 施設		12,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		693,000	
初度設備相当加算 (入浴・給食部門を整備する場合)	1 施設		4,959,000	
ヘルパーステーション整備加算	1 施設		7,200,000	
盲人ホーム	1 施設		9,400,000	
初度設備相当加算	1 施設		1,476,000	
市町村障害者生活支援センター	1 施設		12,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		478,000	

知的障害者入所更生施設				
本体	定員1人	6,000,000	4,500,000	5,000,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
知的障害者ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,300,000	1,600,000	1,800,000
初度設備相当加算	定員1人	85,000	63,000	70,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1施設	18,200,000	13,600,000	15,200,000
初度設備相当加算	1施設	392,000	294,000	326,000
個室整備加算	定員1人	600,000	400,000	500,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	12,700,000
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	531,000
知的障害者通所更生施設				
本体	定員1人	2,800,000	2,100,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	
知的障害者入所授産施設				
本体	定員1人	5,700,000	4,300,000	
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	
知的障害者ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,300,000	1,600,000	
初度設備相当加算	定員1人	85,000	63,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	
知的障害者通所授産施設				
本体	定員1人	2,800,000	2,100,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	
知的障害者デイサービスセンター				
標準				
基本部分	1施設		37,500,000	
初度設備相当加算	1施設		2,652,000	
入浴部門整備加算	1施設		5,600,000	
初度設備相当加算	1施設		4,266,000	
給食部門整備加算	1施設		18,900,000	
初度設備相当加算	1施設		866,000	
初度設備相当加算(入浴・給食部門を整備する場合)	1施設		5,132,000	

重介護型				
初度設備相当加算	1 施設		2,652,000	
初度設備相当加算 (重介護部門を整備する場合 (重度知的障害者利用 (増加) に限る。))	1 施設		59,000	
初度設備相当加算 (入浴部門を整備する場合)	1 施設		4,266,000	
初度設備相当加算 (給食部門を整備する場合)	1 施設		866,000	
初度設備相当加算 (入浴・給食部門を整備する 場合)	1 施設		5,132,000	
小規模				
基本部分	1 施設		28,400,000	
初度設備相当加算	1 施設		2,068,000	
入浴部門整備加算	1 施設		5,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		4,266,000	
給食部門整備加算	1 施設		12,600,000	
初度設備相当加算	1 施設		693,000	
初度設備相当加算 (入浴・給食部門を整備する 場合)	1 施設		4,959,000	
知的障害者通勤寮	定員 1 人		3,400,000	
初度設備相当加算	定員 1 人		73,000	
知的障害者福祉ホーム	定員 1 人		3,900,000	
初度設備相当加算	定員 1 人		73,000	
知的障害者福祉工場	定員 1 人		3,800,000	
初度設備相当加算	定員 1 人		61,000	
婦人保護施設	1 世帯		5,200,000	
初度設備相当加算	1 世帯		73,000	
助産施設	定員 1 人	5,400,000	4,000,000	
初度設備相当加算	定員 1 人	593,000	444,000	
乳児院				
本体	定員 1 人	3,400,000	2,500,000	2,800,000
初度設備相当加算				
30 人以下	定員 1 人	98,000	73,000	81,000
30 人を超える部分	定員 1 人	50,000	37,000	41,000
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加 算	定員 1 人	1,000,000	700,000	800,000
初度設備相当加算	定員 1 人	85,000	63,000	70,000
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室 等を整備する場合	定員 1 人	1,200,000	900,000	1,000,000
親子生活訓練室整備加算	1 施設	5,300,000	3,900,000	4,400,000

母子生活支援施設				
本体	1世帯	12,200,000	9,100,000	
初度設備相当加算	1世帯	98,000	73,000	
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	1世帯	6,800,000	5,000,000	
初度設備相当加算	1世帯	85,000	63,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員1人	1,200,000	900,000	
母子家庭等子育て支援室整備加算	定員1人	1,750,000	1,310,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
保育所				
本体				
20～30人	定員1人	1,750,000	1,310,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	3,500,000	2,625,000	
31～45人	定員1人	1,350,000	1,000,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	3,500,000	2,625,000	
46～90人	定員1人	1,150,000	860,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	3,500,000	2,625,000	
91～120人	定員1人	1,120,000	840,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	3,500,000	2,625,000	
121～150人	定員1人	1,080,000	800,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	
151～180人	定員1人	1,050,000	780,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	
181～210人	定員1人	1,020,000	760,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	
211～240人	定員1人	1,000,000	750,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	
241～270人	定員1人	980,000	730,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	
271人以上	定員1人	960,000	720,000	
初度設備相当加算	定員1人	32,000	24,000	
大型遊具加算	1施設	5,000,000	3,750,000	

低年齢児の受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等の整備する場合	1 施設	5,400,000	4,000,000	
夜間保育所を整備する場合	1 施設	9,000,000	6,700,000	
一時保育事業のための保育室等を整備する場合	1 施設	10,100,000	7,500,000	
特定保育事業のための保育室等を整備する場合	1 施設	10,100,000	7,500,000	
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合	1 施設	14,500,000	10,900,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員 1 人	1,200,000	900,000	
児童養護施設				
本体	定員 1 人	5,200,000	3,800,000	
初度設備相当加算	定員 1 人	98,000	73,000	
心理療法室整備加算	1 施設	27,400,000	20,400,000	
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	定員 1 人	1,900,000	1,400,000	
初度設備相当加算	定員 1 人	85,000	63,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員 1 人	1,200,000	900,000	
親子生活訓練室整備加算	1 施設	5,300,000	3,900,000	
知的障害児施設				
本体	定員 1 人	4,800,000	3,500,000	3,900,000
初度設備相当加算	定員 1 人	98,000	73,000	81,000
知的障害児ショートステイ用居室整備加算	定員 1 人	2,200,000	1,500,000	1,700,000
初度設備相当加算	定員 1 人	85,000	63,000	70,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1 施設	18,200,000	13,600,000	15,200,000
初度設備相当加算	1 施設	392,000	294,000	326,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1 施設	15,300,000	11,400,000	12,700,000
初度設備相当加算	1 施設	638,000	478,000	531,000
第1種自閉症児施設				
本体	定員 1 人	6,000,000	4,500,000	5,000,000
初度設備相当加算				
100人以下	定員 1 人	626,000	469,000	521,000
100人を超える部分	定員 1 人	210,000	157,000	175,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1 施設	16,800,000	12,600,000	13,900,000
初度設備相当加算	1 施設	638,000	478,000	531,000

第2種自閉症児施設				
本体	定員1人	5,000,000	3,700,000	4,200,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1施設	18,200,000	13,600,000	15,200,000
初度設備相当加算	1施設	392,000	294,000	326,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	12,700,000
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	531,000
知的障害児通園施設				
本体	定員1人	2,500,000	1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	15,300,000	11,400,000	
初度設備相当加算	1施設	638,000	478,000	
盲ろうあ児施設				
本体	定員1人	4,600,000	3,400,000	3,700,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
難聴幼児通園施設				
本体	定員1人	1,500,000	1,100,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
肢体不自由児施設(入院治療部門)				
本体	定員1人	8,600,000	6,400,000	7,100,000
初度設備相当加算				
100人以下	定員1人	626,000	469,000	521,000
100人を超える部分	定員1人	210,000	157,000	175,000
肢体不自由児施設(通院治療部門)				
本体	定員1人	2,600,000	1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
肢体不自由児療護施設				
本体	定員1人	5,100,000	3,700,000	4,200,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
肢体不自由児通園施設				
本体	定員1人	2,600,000	1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
重症心身障害児施設				
本体	定員1人	8,400,000	6,300,000	6,900,000
初度設備相当加算				
100人以下	定員1人	626,000	469,000	521,000
100人を超える部分	定員1人	210,000	157,000	175,000
児童ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,300,000	1,600,000	1,800,000
初度設備相当加算	定員1人	90,000	67,000	75,000
情緒障害児短期治療施設				
本体	定員1人	6,100,000	4,600,000	5,100,000
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	81,000
心理療法室整備加算	1施設	42,100,000	31,500,000	35,000,000

児童自立支援施設				
本体	定員1人	7,300,000	5,400,000	
初度設備相当加算	定員1人	98,000	73,000	
通所部門整備加算	定員1人	2,600,000	1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人	82,000	61,000	
心身障害児総合通園センター（療育訓練部門）	定員1人	2,200,000		
初度設備相当加算	定員1人	82,000		
心身障害児総合通園センター（相談・検査部門）	1施設	141,300,000		
初度設備相当加算	1施設	知事が必要と認めた額		
重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	定員1人		1,800,000	
初度設備相当加算	定員1人		61,000	
へき地保育所	定員1人		690,000	
初度設備相当加算	定員1人		24,000	
大型遊具加算	1施設		2,625,000	
子育て支援のための拠点施設	1施設		11,200,000	
初度設備相当加算	1施設		776,000	
遊具加算	1施設		2,625,000	

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の1/2以内で知事が必要と認めた額であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、当該サテライト型救護施設に救護施設の基準を適用する。

3 身体障害者療護施設及び知的障害者入所更生施設において個室を整備する場合には、入所定員の3割以内を限度として加算を行う。

4 身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に身体障害者通所授産施設の基準を適用する。

5 知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所授産施設の基準を適用し、知的障害者入所更生施設及び知的障害者通所更生施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所更生施設の基準を適用する。

6 保育所に分園を設置する場合には、当該分園に保育所の基準を適用する。

7 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、当該地域小規模児童養護施設に児童養護施設の基準を適用する。

別表第1の付表2中「56,100,000円」を「54,100,000円」に、「42,100,000円」を「40,500,000円」に、「46,800,000円」を「45,000,000円」に改め、同表の付表3及び付表4を削り、同表の付表5中「心身障害児総合通園センター（療育訓練部門）」を「小規模通所授産施設」に改め、同付表5を同表の付表3とする。

別表第2の1を次のように改める。

1 創設等の場合の基準額

種 目	施 設 の 種 別	面 積 等	構 造 別	基 準 額	
施設整備費	児童館	217.6 平方メートル以上	鉄 筋	円 31,411,000	
			ブロック	27,688,000	
			木 造	31,411,000	
	児童 厚生 施設	児童センター	1 創設及び改築の場合 336.6 平方メートル以上。 ただし、大型児童センター については、500 平方メートル以上	鉄 筋	48,410,000 〔大型児童センターにあつては 67,455,000〕
				ブロック	42,630,000 〔大型児童センターにあつては 58,480,000〕
				木 造	48,410,000 〔大型児童センターにあつては 67,455,000〕
				鉄 筋	1 平方メートル 当たり 134,900
				ブロック	〃 117,600
				木 造	〃 134,900
	児童クラ ブ室の整 備を行う 場合の加 算（小型 児童館を 増築して 児童セン ターとす る場合を 除く。）	31.8 平方メートル以上	鉄 筋	4,295,000	
			ブロック	3,742,000	
			木 造	4,295,000	
	初度設備 を施設と 一体的に 整備する 場合の加 算（小型 児童館を 増築して 児童セン ターとす る場合を 除く。）				2,664,000 〔年長児童用設備 を整備する場合 にあつては 4,814,000〕

	認知症高齢者グループホーム（公益法人等が整備する場合に限る。）		20,000,000
	認知症高齢者グループホーム（医療法人が整備する場合に限る。）		8,000,000 〔二つのユニットを整備する場合にはあつては12,000,000〕
	介護老人保健施設		25,000,000
	訪問看護事業所	20平方メートル以上かつ当該施設整備事業の事業費の額が50万円以上	4,000,000
設備整備費	介護老人保健施設		2,500,000
	訪問看護事業所	単価が2万円以上の備品でかつ当該設備整備事業の事業費の額が50万円以上	1,500,000

別表第2の2中「1の種別欄に掲げる施設」を「児童厚生施設」に改める。

別表第3を次のように改める。

(別表第3)(第3関係)

余裕教室活用促進事業の基準額

区 分	基 準 額
施設整備	28,000,000円 (初度設備を施設と一体的に整備する場合にあつては、4,972,000円を加算した額)

附 則

平成15年度からの継続事業に係る平成16年度の補助額の基準単価の額は、この告示による改正後の社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3第4項の規定にかかわらず、この告示による改正前の社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）別表第1に規定する設備整備費及び改築に係る設備整備費に相当する分として、新要綱別表第1の付表1に掲げる初度設備相当加算の基準単価の額を旧要綱別表第1の付表1に掲げる基準単価の額に加算した額とする。

厚生課

選告示第21号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第14条第2号を次のように改める。

(2) 選挙ユニットリーダー

第14条第4号を次のように改める。

(4) 庶務ユニットリーダー

第15条の表の選挙係長の項及び庶務係長の項を次のように改める。

選挙ユニットリーダー	総務部市町村課の選挙の執行に関する事務を管理する職員
庶務ユニットリーダー	総務部市町村課の選挙の庶務に関する事務を管理する職員

第15条の表の主査の項から主事の項までを次のように改める。

主査	総務部市町村課の選挙の執行又は庶務に関する事務に従事する主査 地方事務所総務課の選挙の執行又は庶務に関する事務に従事する企画幹、主任企画員、専門幹、企画員、主幹及び主査
主任	総務部市町村課の選挙の執行又は庶務に関する事務に従事する主任 地方事務所の総務課の選挙の執行に関する事務に従事する主任
主事	総務部市町村課の選挙の執行又は庶務に関する事務に従事する主事 地方事務所の総務課の選挙の執行に関する事務に従事する主事

第16条第3項中「選挙係長及び庶務係長」を「選挙ユニットリーダー及び庶務ユニットリーダー」に改める。

第19条中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 職員の寒冷地手当の決定

選挙管理委員会

長野県収用委員会告示第2号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月31日

長野県収用委員会

第6条中「企画局企画課」を「住宅部建築管理課土地・景観室」に改める。

第7条中「企画局企画課」を「住宅部建築管理課土地・景観室」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 建築管理課土地・景観室長

第7条第2号を削り、同条第3号中「第51条の16第1項第8号」を「第51条の2第2項第7号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第51条の16第1項第9号」を「第51条の2第2項第10号」に改め、同号を同条第3号とする。

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「企画課長」を「建築管理課土地・景観室長」に改める。

別表第2中「企画課長」を「建築管理課土地・景観室長」に改め、同表の3を次のように改める。

3 長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に基づく次の事項

- (1) 第3条第1項の規定による個人情報取扱事務登録簿の作成
- (2) 第3条第5項の規定による個人情報取扱事務登録簿の廃棄
- (3) 第5条第2項の規定による記録情報の利用又は提供
- (4) 第5条第4項の規定による通知
- (5) 第5条第5項の規定による制限及び措置の要求
- (6) 第8条第1項の規定による措置の要求
- (7) 第11条第3項の規定による補正の要求
- (8) 第16条第1項の規定による決定及び通知
- (9) 第16条第2項の規定による決定及び通知
- (10) 第17条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (11) 第17条第3項の規定による開示決定等及び通知
- (12) 第18条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (13) 第19条第1項の規定による通知
- (14) 第19条第2項の規定による通知
- (15) 第19条第3項の規定による通知
- (16) 第20条第1項の規定による開示の実施
- (17) 第24条第3項の規定による補正の要求
- (18) 第25条の規定による訂正の実施
- (19) 第27条第1項の規定による決定及び通知
- (20) 第27条第2項の規定による決定及び通知
- (21) 第28条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (22) 第29条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (23) 第29条第2項の規定による訂正決定等
- (24) 第30条の規定による通知
- (25) 第32条第3項の規定による補正の要求
- (26) 第35条第1項の規定による決定及び通知
- (27) 第35条第2項の規定による決定及び通知
- (28) 第36条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (29) 第37条第1項の規定による通知及び要求

企画課